

浜田市消防本部体制整備計画

(令和 4 年度～令和 7 年度)

令和 4 年 4 月

浜田市消防本部

目次

第1章 計画の概要

1 浜田市消防本部の沿革と計画策定の主旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 S D G s の達成に向けた取組	1
(1) S D G s とは	1
(2) 自治体に期待される S D G s の取組	2
5 カーボンニュートラル	2

第2章 消防本部・消防署

第1 現状と課題	2
1 出動体制	2
2 庁舎	3
3 消防行政	3
(1) 平成 29 (2017) 年 事務事業量調査等報告書	3
(2) 中期財政計画	4
(3) 災害対応	4
(4) 救急業務高度化	5
(5) 火災予防	5
(6) 大規模災害時の情報収集、伝達体制	5
(7) 高機能消防指令センターの県下消防本部での共同運用	6
(8) 職員研修	6
(9) DX	6
(10) 大量退職	6
第2 課題への対応	6
1 出動体制	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 本部・署所の配置	7
2 庁舎	7
(1) 改築等の見直し	7
3 消防行政	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 高度情報化への対応	10
(3) その他	10

4	出動体制・庁舎改築・消防行政等の検討	10
---	--------------------	----

第3章 長期的な課題

1	消防の広域化	10
2	人口減少への対応	10

浜田市消防本部体制整備計画

第1章 計画の概要

1 浜田市消防本部の沿革と計画策定の主旨

浜田市消防本部は、昭和 23（1948）年に消防車 5 台、消防職員 20 人で発足しました。その後、昭和 38（1963）年の救急業務実施の法制化、昭和 56（1981）年のはしご車の導入、平成 2（1990）年の消防の広域化により組合消防へ、そして平成 17（2005）年の市町村合併による単独消防へと、時代に応じて変化してきました。平成 18（2006）年に旭出張所開設、平成 19（2007）年に通信指令課を設置し、高機能消防指令センターの運用を開始しました。そして、平成 27（2015）年には消防力強化のため東部消防署、西部消防署を設置し、1 本部 3 署 4 出張所、職員定数 122 人の体制となりました。

消防は、災害発生状況や道路インフラ等の社会構造変化、関係機関との連携、人口減少等に柔軟に対応する必要があります。このため出動体制や消防庁舎の老朽化、消防行政等の課題の解決に向け、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画により、「浜田市消防本部体制整備計画」を策定し、今後の消防体制のあり方を整理するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画を上位計画として、消防本部・消防署の体制の整備・充実を図るための基本方針を定めるものとします。

3 計画の期間

この計画は、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の期間に合わせ、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までとし、毎年ローリングを行います。期間終了後は上位計画の策定状況や社会情勢等の変化に対応するため、期間や内容の見直しを行います。

4 SDGs の達成に向けた取組

（1）SDGs とは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs は、17 の目標とそれに紐付く 169 のターゲットから構成され、地

球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

(2) 自治体に期待される S D G s の取組

国は、S D G s の 17 の目標や 169 のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸問題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。また、自治体と企業や大学、地域団体など社会全体で、S D G s という共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

【本計画での S D G s の対応】

	Goal 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	Goal 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。

5 カーボンニュートラル

国の「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言を踏まえ、公共施設整備時には太陽光発電設備等の設置や省エネルギー設備への転換を進め、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。

第 2 章 消防本部・消防署

第 1 現状と課題

1 出動体制

1 本部 3 署 4 出張所体制で市全域を管轄しています。浜田消防署は 13 人当直で、消防隊 2 隊、救急隊 1 隊の出動体制です。出張所は 3 人当直で、消防自動車 1 台、高規格救急自動車 1 台を配備し、隊員は消防隊、救急隊を兼務しています。平成 30 (2018) 年には三隅出張所を西部消防署に統合し、通常 5 人当直として体制強化を図りました。

現在の 3 署 4 出張所の消防力を維持するために、消防本部勤務者（毎日勤務）が浜田消防署に、浜田消防署は桜ヶ丘出張所や金城出張所、旭出張所に、

西部消防署は弥栄出張所に応援当直を行っています。

平成 28（2016）年以降、火災出動は減少傾向、救助出動はほぼ横ばい、救急出動については平成 30（2018）年をピークに漸減となっています。近年、災害の内容は複雑多様化し、救急ではより高度な病院前救護が求められることから、柔軟でより適切な出動体制の整備が必要です。

2 庁舎

消防本部・浜田消防署庁舎は昭和 53（1978）年に竣工し、令和 4（2022）年で 44 年が経過します。[※] 平成 28（2016）年～平成 30（2018）年には屋上、外壁、空調の大規模改修を実施しました。令和 20（2038）年に耐用年数の 60 年を迎ますが、消防本部は防災施設の要であることを考慮し、建築後 55～57 年程度での改築を検討する必要があります。

浜田消防署桜ヶ丘出張所は、平成元年の竣工であり、令和 4（2022）年で 33 年が経過するため、令和 4（2022）年に屋上、外壁等の大規模改修を予定しています。

東部消防署金城出張所、旭出張所の建築年はそれぞれ平成 27（2015）年、平成 17（2005）年であり、当面改築の予定はありません。

西部消防署は、平成 2（1990）年に竣工し、令和 4（2022）年で 32 年が経過します。消防本部・浜田消防署庁舎と同様に大規模改修の時期ですが、建物周囲の地盤沈下が激しいため、庁舎の大規模改修を行うことなく、耐用年数の到来前の改築を検討する必要があります。

西部消防署弥栄出張所は、平成 2（1990）年に竣工し、令和 4（2022）年で 32 年が経過します。鉄骨造であるため、大規模改修の対象ではありません。令和 12（2030）年で耐用年数の 40 年を迎えます。

用語解説	※大規模改修	鉄筋コンクリート造建築物の長寿命化のための改修
------	--------	-------------------------

3 消防行政

以下の項目について検討する必要があります。

(1) 平成 29（2017）年 事務事業量調査等報告書

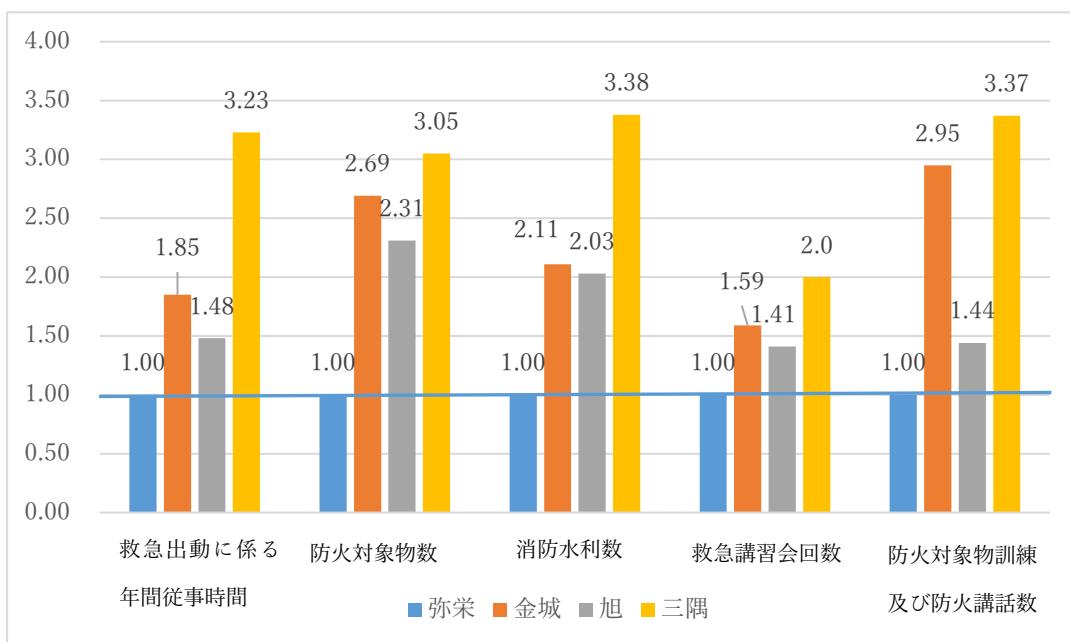
救急出動に係る年間従事時間、防火対象物数、消防水利数、救急講習回数、防火対象物訓練及び防火講話の活動実績について、弥栄出張所の実績を 1 として比較した場合、金城出張所では、1.5～3 程度、旭出張所では、1.5～2.3 程度、三隅出張所（平成 30（2018）年に西部消防署へ統合）にいたっては、救急講習会回数は 2、その他のすべての項目で 3 以上となるな

ど、出張所間の格差があること。

各出張所の消防活動実績

	金城出張所	旭出張所	弥栄出張所	三隅出張所
救急出動に係る年間従事時間 (時間)	317	253	171	553
防火対象物数 (棟)	229	196	85	259
消防水利数 (箇所)	200	193	95	321
救急講習会回数 (回)	35	31	22	44
防火対象物訓練及び防火講話 数 (回)	174	85	59	199

各出張所の消防活動実績（弥栄出張所を 1 とした場合の比較）単位：割合



(2) 中期財政計画

令和 3 (2021) 年浜田市中期財政計画では、消防職の 9 人増員分は、令和 5 (2023) 年度から段階的に削減とされていること。

(3) 災害対応

ア 住宅、林野等の火災や各種の事故はもとより、地震や集中豪雨等の自然災害、これまで予想されなかった N B C 災害やテロ等大規模・複雑多様化する災害に対して、最新の技術と知識で的確に対応すること。

イ 緊急消防援助隊の島根県代表代行消防機関としての役割を果たすこと。

- ウ 浜田市が被災した場合の受援体制を確立すること。
- エ 高規格幹線道路での事故は、大規模・重大事故につながるケースが多く、進入路や退出路が限定されていることから、関係機関や医療機関等との連携を含め、二次災害防止の観点からもより迅速、的確に対応できる体制を整備すること。管轄内の高規格幹線道路の状況は以下のとおり。
- (ア) 平成3（1991）年に浜田自動車道が、平成28（2016）年に浜田・三隅道路が開通
- (イ) 令和7（2025）年度に三隅・益田道路が開通予定
- オ 中国電力三隅発電所では、2号機が完成し、令和4（2022）年に営業運転の開始が予定されていることを踏まえ、発電所における事故に備えた消防体制を維持すること。

用語解説	※N B C 災害 ※緊急消防援助隊	Nuclear:核物質・Biological:生物剤・Chemical:化学剤によって引き起こされる災害 上記に Radiological:放射性物質の災害を加えて NBCR 災害とすることもある。 被災地の消防力のみでは対応困難な大規模災害等が発生した際、消防庁長官の要請により管轄を超えて出動し、災害活動を行う都道府県単位の消防部隊。
------	-----------------------	---

(4) 救急業務高度化

救急業務に対するニーズはますます高度化、多様化するものと見込まれるため、継続的な救急救命士の養成、高規格救急自動車の整備、メディカルコントロール体制^{*}の更なる充実に努めること。

用語解説	※メディカルコントロール体制	救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等が医行為を実施する場合、当該医行為を医師が指示又は指導・助言及び検証してそれらの医行為の質を保障すること。
------	----------------	--

(5) 火災予防

危険物、高圧ガス、火薬の許認可、建築物の消防同意、さらに、防火対象物における消防用設備設置義務違反に対する違反処理や防火管理体制確立の指導等を行い、防火安全対策の徹底を図ること。また、避難行動要支援者を中心とした住宅防火対策についても積極的に推進すること。

(6) 大規模災害時の情報収集、伝達体制

緊急消防援助隊として出動した際、または他府県等からの受援の際に必要となる災害情報の収集や伝達をより迅速、的確に行うため、タブレット

※
の活用など、ICTを駆使した活動ができるよう調査研究をすること。

用語解説	※ICT(Information and Communication Technology)	インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー：インターネットやインフラ等の情報を処理する技術の総称
------	--	--

(7) 高機能消防指令センターの県下消防本部での共同運用

高機能消防指令センターの共同運用は整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれることから、今後、国及び他の地方自治体、県下消防本部の動向を踏まえ、適切に対応すること。

(8) 職員研修

複雑多様化する各種の災害に近代消防戦術で即応できる職員を養成するための研修は必要不可欠であり、消防大学校や島根県消防学校教育関係、救急救命士資格をはじめとした資格取得教育など、研修派遣に一層の努力をすること。

(9) DX[※]

デジタル技術による変革を推進し、通常業務や災害活動等におけるICT化をはじめ、業務全般の見直しを行い、さらなる効率化を図ること。

用語解説	※DX(Digital Transformation)	デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術により生活や仕事を変革させること。
------	-----------------------------	--

(10) 大量退職

約4割の職員が退職を迎える令和9(2027)年度から令和15(2033)年度を見据えて、若手職員に知識や技術を伝承すること。

第2 課題への対応

1 出動体制

(1) 基本的な考え方

1本部3署を基本とし、消防本部は浜田消防署を併設します。出張所については、3消防署の位置、道路事情、火災・救急等の災害発生件数、現場到着所要時間等を総合的に考慮して配置を検討します。

出動隊については、現行の隊編成を基本として、本部や署所庁舎が移転

した場合はその位置や配置する職員数、保有車両等を考慮して検討します。

(2) 本部・署所の配置

庁舎を改築する場合は、以下の条件を考慮して配置を検討します。

- ア 現場到着所要時間
- イ 季節による道路状況やアクセス経路数
- ウ 初動対応人員の確保
- エ 水利（消火栓、貯水槽、自然水利）等の活動環境
- オ 医療機関（救急告示医療機関）への到着所要時間
- カ 防災ヘリ・ドクターへリ・ドクターカー[※]の活用状況
- キ 事務事業量の均一化
- ク 災害発生数（過去の実績と将来予測）
- ケ 署所が管轄する人口
- コ その他

用語解説	※ドクターカー	島根県立中央病院及び島根大学医学部附属病院が運用している医師が搭乗した救急車
------	---------	--

2 庁舎

		建築年等	(各年は西暦)	
	構造※1	建築年	大規模改修年	耐用年
消防本部 浜田消防署	R C	1978	2016～2018	2038
桜ヶ丘出張所	R C	1989	2022	2049
東部消防署	S	2015		2055
旭出張所	S	2005		2045
西部消防署※2	R C	1990		2050
弥栄出張所	S	1990		2030

※1 R C（鉄筋コンクリート造）：耐用年数60年。おおむね30年目に大規模改修。

S（鉄骨造）：耐用年数40年。耐用年数まで大規模改修なし。

※2 西部消防署は建物周囲の地盤沈下が激しいため、大規模改修は実施しないこと及び耐用年数経過前の改築を検討する。

(1) 改築等の見通し

- ア 消防本部・浜田消防署
 - (ア) 概要

耐用年は令和 20 (2038) 年です。令和 16 (2034) 年頃を目途に改築を検討します。

現在、消防本部・浜田消防署は、浜田道路、浜田・三隅道路へのアクセスが比較的よい、市内の人団密集地に近い、洪水や津波の危険性がない等、消防機関として適切な位置にあると言えます。

下府町から三隅町まで、浜田道路、浜田・三隅道路が開通したことにより、浜田市の東西間の移動時間が短縮されました。改築の際は、現在の立地条件のメリットを維持しながら、より適切な場所への移転も考慮します。

(イ) 庁舎

消防庁舎は防災の拠点として整備するものです。消防車両等資機材の適切な格納、救急業務の高度化に対応した設備、屋内外訓練場を整備し、防災教育、ＩＣＴ化への対応、大規模災害に備えたヘリポートや備蓄施設等を有した複合的な施設で、施設全体が地域住民に親しまれるものとします。また、来庁者や勤務者の快適性、感染症対策など、社会情勢に応じた庁舎として整備します。

(ウ) 位置

浜田地域の人口密集地への所要時間に大きな偏りがなく、浜田自動車道、国道 9 号、浜田道路へのアクセスが良い場所で、敷地へは複数のアクセス道があり、騒音対策として付近に住宅が少なく、学校などの教育施設、医療機関からも一定の距離を確保できる場所とします。

土地は市有地を基本とし、庁舎及び関連施設、駐車場等が適切に配置できる面積とします。

イ 浜田消防署桜ヶ丘出張所

耐用年は令和 31 (2049) 年です。令和 4 (2022) 年に大規模改修を実施予定で、浜田市全体の消防力を勘案し、改築や配置を検討します。

ウ 東部消防署金城出張所・旭出張所

現在の東部消防署金城出張所は、平成 2 (1990) 年から金城町、旭町を管轄していた金城町今福の旧美又出張所が、平成 18 (2006) 年の旭出張所の開設による消防力の均衡配置の必要性から平成 27 (2015) 年に移転したものです。

現時点では両出張所とも浜田自動車道の I C にアクセスが良いことや、庁舎が比較的新しいこと、事務事業量に大きな差がないことなどから、当面は現状の体制を維持することが適當と考えられますが、将来的には浜田市全体の消防力を勘案し、改築や配置を検討します。

エ 西部消防署

(ア) 概要

耐用年は令和 32 (2050) 年です。現庁舎の地盤や建物の状況、及び浜田市全体の消防力配置を勘案し、改築や配置を検討します。

西部消防署は、3 人当直体制であった旧三隅出張所が、中国電力三隅発電所 2 号機設置や浜田・三隅道路開通などの環境変化により、通常 5 人当直体制の西部消防署として、平成 30 (2018) 年に運用を開始したものです。

建物は鉄筋コンクリート造の平屋建てで、建築後約 30 年が経過しています。西部消防署は大規模改修の時期が到来していますが、庁舎周囲の敷地の地盤沈下が激しく、ここ数年は埋設配管の断裂による漏水等のトラブルが発生し、その都度修繕を行っている現状です。抜本的な土地の改良はコストがかかるうえ、敷地が手狭なことも考慮し、大規模改修の見送り、及び移転を検討する必要があります。

(イ) 庁舎

消防庁舎は防災の拠点として整備するもので、消防車両等資機材の適切な格納や救急業務の高度化に対応した設備を整備し、施設全体が地域住民に親しまれるものになります。また、来庁者や勤務者の快適性、感染症対策など、社会情勢に応じた庁舎として整備します。

(ウ) 位置

浜田・三隅道路石見三隅 I C や浜田消防署、弥栄出張所との位置関係を考慮し、検討します。また水害等に関するハザードマップにも留意します。

オ 西部消防署弥栄出張所

耐用年は令和 12 (2030) 年です。西部消防署の移転を含め、浜田市全体の消防力を勘案し、改築や配置を検討します。

3 消防行政

(1) 基本的な考え方

消防行政の課題解決に向け、組織を効率的に運用するため、事務の内容を精査します。また、多様化する災害に備え、研修等による人材育成をさらに進めながら、各課、署に必要な人員や機器を配置し、弾力的な組織運営を行います。また、大量退職に備え、職員採用の平準化、OJT や Of f - J T による消防技術の伝承、計画的な資格取得等を行い、効率的な人員配置を行うことにより消防力の維持、向上に努めます。

(2) 高度情報化への対応

総務省消防庁では、令和3（2021）年1月から「消防指令システムの高度化に向けた検討会」が開催されており、消防指令システムの標準インターフェイスの構築や車両動態管理、119番以外の緊急通報手段、大規模災害時におけるSNS活用の可能性などについて検討されています。ICTやDXを含め、これらの課題に対して、国や浜田市及び他消防本部等の動向を踏まえ、対応します。

(3) その他

経験を活かした再任用職員の配置を検討します。

4 出動体制・庁舎改築・消防行政等の検討

消防本部内部及び外部委員による検討を行うものとし、スケジュールの概要は表のとおりとします。

年度	実施回数	委員会名	特記事項
令和4年度	5回程度 (検討状況により変更あり)	浜田市消防本部 機構検討委員会	消防職員
令和4年度～ 5年度	5～6回程度 (検討状況により変更あり)	(仮称) 浜田市消防本部 体制整備検討委 員会	外部委員 (事務局は消防本部総 務課)

第3章 長期的な課題

1 消防の広域化

平成6（1994）年9月の「消防広域化基本計画（通知）」以降、平成18（2006）年6月には消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行され、市町村の消防の広域化が法律に初めて位置づけられました。さらに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」や「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が発出され、市町村の消防の広域化の推進期限が令和6（2024）年4月1日と定められました。今後、国及び他の地方自治体、各消防本部の動向を踏まえ、適切に対応する必要があります。

2 人口減少への対応

浜田市における将来の人口動態は、国立社会保障・人口問題研究所のデータ

によると、令和 12（2030）年には 5 万人を割り、さらに令和 27（2045）年には 4 万人程度まで減少すると予想されています。また、平成 28（2016）年総務省消防庁「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」によると、管轄人口 5 万以上 10 万未満の消防本部においては、救急搬送需要は令和 7（2025）年頃にピークを迎えると予測されています。このことからも、将来の人口規模等に見合った適切な体制の整備について検討していく必要があります。